

町民意識調査票

栄町のまちづくりについて

みなさまの声をお聞かせください

ー町民意識調査へのご協力のお願いー

町民のみなさまには、日頃より町政についてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

町では、令和5年度からスタートする栄町第5次総合計画後期基本計画を令和3年度～4年度の2か年で策定することとしています。この調査は、後期基本計画の策定にあたり、まちづくりに対する町民のみなさまのご意見、ご要望をお伺いしたうえで、まちづくりに役立てることを目的に実施するものです。あわせて、現在検討中の安食駅の整備に関する意向を把握することも目的としております。

調査の実施にあたり、町内にお住まいの満16歳以上の方、2,000人 を無作為に抽出しましたところ、あなたさまを対象とさせていただくこととなりました。調査は無記名で行い、結果は統計的に処理されますので、お答えいただいた方にご迷惑をおかけすることは一切ございません。

今後のまちづくりのために重要な調査でございますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和3年12月

栄町長 岡田 正 市

調査票記入にあたってのお願い

1. あて名に書かれたご本人がお答えください。なお、ご本人がやむを得ない事情によりお答えできない場合は、ご家族のうちどなたかが回答いただいても結構ですが、その場合は、回答していただく方の立場でお答えください。
2. 記入の方法は、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。数が指定されている場合は、その数だけ選んで、番号を○で囲んでください。また、番号を記入する場合は、指定されている数だけ該当する番号を記入してください。
3. お答えに該当するものがない場合は、「その他（ ）」に具体的に記入してください。
4. 記入後の調査票は、同封の封筒に入れ、12月24日（金）までに投函（切手不要）してください。

《調査についてのお問い合わせ》

栄町企画政策課 企画班

☎33-7773

はじめに、あなたご自身のことについてお伺いします。

(それぞれの項目の該当する番号を○で囲んでください。)

①性 別	1. 男 2. 女											
②年 代	1. 10 歳代 3. 30 歳代 5. 50 歳代 7. 70 歳以上 2. 20 歳代 4. 40 歳代 6. 60 歳代											
③職 業	<table border="1"> <tr> <td>1. 会社員・団体職員</td><td>6. 自由業</td><td rowspan="5"> 10. 主婦、主夫 11. 無職 ⇒⑤へ </td></tr> <tr> <td>2. 会社経営・団体役員</td><td>7. 公務員</td></tr> <tr> <td>3. 商工等自営業者</td><td>8. その他の職業</td></tr> <tr> <td>4. 農林漁業従事者</td><td>9. 学生</td></tr> <tr> <td>5. パート、アルバイト</td><td></td></tr> </table> ⇒④へ	1. 会社員・団体職員	6. 自由業	10. 主婦、主夫 11. 無職 ⇒⑤へ	2. 会社経営・団体役員	7. 公務員	3. 商工等自営業者	8. その他の職業	4. 農林漁業従事者	9. 学生	5. パート、アルバイト	
1. 会社員・団体職員	6. 自由業	10. 主婦、主夫 11. 無職 ⇒⑤へ										
2. 会社経営・団体役員	7. 公務員											
3. 商工等自営業者	8. その他の職業											
4. 農林漁業従事者	9. 学生											
5. パート、アルバイト												
④通勤 ・通学先	1. 栄町内 4. 千葉市内 7. 東京都内 2. 成田市内 5. 千葉県内 (1～4を除く) 8. 関東圏内 (1～7を除く) 3. 印西市内 6. 茨城県内 9. その他 (県名:)											
⑤家族の人数 と同居の家 族	<u>家族の人数 () 人</u> (該当する番号をすべて○で囲んでください。) 1. ひとり暮らし 4. 65 歳以上の配偶者 8. 子ども 2. 65 歳以上の親 5. 65 歳未満の配偶者 9. 孫 3. 65 歳未満の親 6. 65 歳以上の祖父母 10. その他 7. 65 歳未満の祖父母 ()											
⑥家族構成	1. 単身世帯 4. 三世帯世帯 (親と子、孫など) 2. 一世帯世帯 (夫婦だけ) 5. その他 () 3. 二世帯世帯 (親と子)											
⑦居住年数	1. 生まれたときから 5. 5 年以上 10 年未満 2. 30 年以上 6. 2 年以上 5 年未満 3. 20 年以上 30 年未満 7. 2 年未満 4. 10 年以上 20 年未満											
⑧居住の きっかけ	(最も大きな理由を 1 つ選んで○で囲んでください。) 1. 栄町で生まれたため 6. 子どもの教育のため 2. 勤務地のため、勤務地に近いため 7. 結婚や世帯独立のため 3. 商売関係のため 8. 通学のため 4. 住宅を建てた (買った) ため 9. その他 5. 親・親戚・知人が住んでいるため ()											
⑨居 住 地 域 (旧 小 学 校 区)	1. 安食地区 3. 酒直地区 5. 安食台地区 2. 北辺田地区 4. 布鎌地区 6. 竜角寺台地区 ※地区が分からない場合→字名等 ()											

問12 問11で「1」を選択した方に伺います。令和2年度に策定した安食駅舎整備に係る基本構想（改築手法等）の整備パターン1～3（別紙）を示しますので、あなたが望ましいと思う手法に一番近いパターンを1つ選んでください。

なお整備する場合、町では地上駅舎の合築方式を考えています。

1. パターン1（合築駅舎新設・改札内こ線橋エレベーター設置案
2. パターン2（合築駅舎新設・北側簡易改札新設案（階段+エレベーター案））
3. パターン3（合築駅舎新設・北側簡易改札新設案（スロープ案））

※パターン2及び3では、北側に簡易改札を設けるため、改札内こ線橋が撤去されます。

パターン1から3までの合築駅舎は同一で、工事費は純工事費（※直接工事費）のみで、5.2億円を予定しています（自由通路の整備は含みません）。

※直接工事費とは、諸経費や施工管理費、消費税等含まれておりません。

なお、工事費の費用負担については鉄道事業者と今後検討することとしていますが、合築駅舎整備については、基本的に費用のほとんどを自治体が負担することになります。

問13 安食駅舎整備においては、駅舎に公共施設機能を持たせた合築駅舎を想定しています。その場合、あなたは、どのような公共施設機能があれば良いとお考えですか。次の中から2つ以内で選んでください。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 1. 役場窓口など役場出張所 | 2. 人が集う会議室や展示スペース |
| 3. 特産品など扱う産直施設 | 4. 観光案内所 |
| 5. 防犯ボックス | 6. その他（ ） |

問14 問11で「2」を選択した方に伺います。駅舎（合築）整備とは別に、安食駅改札内では、南側と北側のホームを行き来するためには階段しかなく、バリアフリー整備が必要な状況です。別紙のパターンには、駅舎（合築）整備以外にバリアフリーの手法も含まれています。

バリアフリー整備は、JRが設置主体となります。JRに要望する手法として、あなたが望ましいと思う手法を1つ選んでください。

1. パターン1（改札内こ線橋エレベーター設置案）
2. パターン2（北側簡易改札新設案（階段+エレベーター案）） 改札内こ線橋撤去
3. パターン3（北側簡易改札新設案（スロープ案）） 改札内こ線橋撤去

町民意識調査票別紙 安食駅舎整備に係る基本構想駅舎改築案

パターン 1	合築駅舎新設・改札内こ線橋エレベーター設置案
計 画 図	
概 要	① 合築駅舎を新設（新駅舎整備後、既存駅舎を撤去した場所に行政施設を整備） ② 改札内こ線橋にエレベーターを新設（各ホーム1基ずつ）
工 事 費	9.2 億円
比 較	- エレベーターロビーの拡幅工事が必要となる - 改札内でバリアフリー導線が確保できる - 下り線ホームを使用する場合、北側・南側利用者共に移動距離は現状とあまり変わらない

パターン 2	合築駅舎新設・北口簡易改札新設案（階段＋エレベーター案）
計 画 図	
概 要	① 合築駅舎を新設（パターン1と同様） ② 北口に簡易改札口及び階段・エレベーター1基を新設 ③ 改札内こ線橋を撤去
工 事 費	9.3 億円
比 較	- エレベーターの恒久的な維持コストがかかる - 北側利用者が北側ホームを使用する場合、移動距離が短くなる - 南側利用者が北側ホームを使用する場合、自由通路を使うため移動距離が長くなる - 改札内こ線橋を撤去するため、改札内で南・北側ホームを行き来できない

パターン 3	合築駅舎新設・北口簡易改札新設案（スロープ案）
計 画 図	
概 要	①行政施設との合築駅舎を新設 （新駅舎整備後、既存駅舎を撤去した場所に行政施設を整備） ②北口に簡易改札口及びスロープを新設 ③改札内こ線橋撤去を原則とする
工 事 費	8.3 億円
比 較	・他案と比較して工事費、維持コストが安価である ・スロープ設置により、既存駐輪場の移設又は撤去が必要となる ・スロープ延長が長大（約50m）となるため、簡易改札口から下り線ホーム間の移動距離が長くなる ・北側利用者が北側ホームを使用する場合、移動距離が短くなる ・南側利用者が北側ホームを使用する場合、移動距離が長くなる ・改札内こ線橋を撤去するため、改札内で南・北側ホームを行き来できない